

青森県報

第四千二百三十八号

平成二十八年
十二月十四日
(水曜日)

目次

告 示

糖尿病調査の実施	がらん生活習慣病対策課	一
平成二十八年中小企業等労働条件実態調査の実施	労政・能力開発課	二
道路の区域の変更	道路課	二
道路の供用の開始	同	三
過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の完了	同	三
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	(県民生活文化課)	三
建設業者の許可の取消し	(上北地域民局)	四
選挙管理委員会		
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	(事務局)	四
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	同	四
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	同	五
政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出	同	五
政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正	同	五

告

示

青森県告示第七百八十三号

糖尿病調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

平成二十八年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

県内の糖尿病患者の治療状況や治療内容の実践状況等を把握し、今後の糖尿病対策について検討する基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

糖尿病と診断を受けた青森県内に住所を有する患者で、調査日に入院している又は外来受診した患者

三 報告を求める事項及びその基準となる期日

1 報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。

(一) 糖尿病に関するアンケート調査

- (1) 身長、体重、家族構成、最終学歴、職業、世帯年収
- (2) 糖尿病発見のきっかけ
- (3) 治療内容の理解と行動
- (4) 喫煙、飲酒習慣
- (5) 糖尿病の治療中断の有無と中断理由
- (6) 糖尿病治療継続のために必要だと思つこと
- (7) 医療機関変更の有無と変更理由

(二) 糖尿病調査

- (1) 同意者、入院・外来別
- (2) 患者の住所、性別、年齢、身長、体重、保険区分
- (3) 糖尿病分類、罹病期間、治療内容、空腹時血糖値、随時血糖値、ヘモグロビンエーワンシー値、糖尿病合併症の有無
- (4) 患者の血糖コントロールを改善・維持するために必要な要因

2 報告を求める基準となる期日は、平成二十九年一月二十四日とする。

四 報告を求める者

- 1 三〇一〇(一)二〇二七

糖尿病と診断を受けた県内に住所を有する患者で、調査日に入院している又は外来受診した患者

2 三の1の(二)について

県内の医療機関

五 報告を求めるとに用いる方法

四の2に対して調査票を送付し、四の1及び四の2が記入した調査票を四の2が取りまとめて返信用封筒に入れ、送付してもらい回収する。

六 報告を求めると期間

平成二十九年一月二十四日から同年二月十日までとする。

青森県告示第七百八十四号

平成二十八年中小企業等労働条件実態調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

平成二十八年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

県内の民間中小企業等の労働条件実態を明らかにし、安定した労使関係の構築のための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内に所在する民営の事業所

三 報告を求めると事項及びその基準となる期日

1 報告を求めると事項は、次に掲げる事項とする。

(一) 事業所の現状(事業内容、労働者数、非正規労働者を正規労働者に転換する制度の有無、正規労働者への今後の登用方針、労働組合の有無、多様な働き方)

(二) 労働時間(変形労働時間制の採用状況)

(三) 一時金支給状況

(四) 休暇制度(週休制の形態、年間休日日数、年次有給休暇及びその他の有給休

暇制度)

(五) 育児休業制度(就業規則の定めの有無、利用実績及び利用期間、職場復帰人数、その他の育児関連制度及び対象期間)

(六) 子ども看護休暇制度(就業規則の定めの有無、利用可能日数、利用実績)

(七) 介護休業制度(就業規則の定めの有無、利用実績、その他の介護関連制度)

(八) 介護休暇制度(就業規則の定めの有無、利用可能日数、利用実績)

(九) 育児・介護休業者の代替要員について

(十) 病気休職・病気休業制度(就業規則の定めの有無、利用実績)

(十一) 働き方改革(認知度、必要性、取組状況、取組検討テーマ及びその問題点、必要な行政支援)

2 報告を求めると基準となる期日は、平成二十八年十二月三十一日とする。

四 報告を求めると者

県内に所在する民営の事業所のうち産業分類別に無作為抽出した千事業所とする。

五 報告を求めるとに用いる方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求めると期間

平成二十八年十二月十五日から平成二十九年一月二十日までとする。

青森県告示第七百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年一月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線 名	変 更 の 区 間	変更 の 別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備 考
----------	----------	---------	-----------------------	--------------	-----------------------	-----------------------	--------

2		1			
県道		国道			
八戸野辺地線		一〇一号			
三沢市大字三沢字猫又二二の二五から 三沢市大字三沢字猫又七六の二まで		西津軽郡深浦町大字関字小島崎一五五の二から 西津軽郡深浦町大字関字豊田五の二まで			
後	後	前	後	後	前
七・八・五〇メートルから	七・七・三〇メートルから	七・七・三〇メートルから	一・八・七〇メートルから	一・七・三〇メートルから	一・七・四〇メートルから
一、四六六・七〇メートル	一、六二〇・〇〇メートル	一、六二〇・〇〇メートル	一、三三〇・七〇メートル	一、三三〇・七〇メートル	一、三三〇・七〇メートル

青森県告示第七百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年一月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇一号	西津軽郡深浦町大字関字小島崎一五五の二から 西津軽郡深浦町大字関字豊田五の二まで	平成二六・三・二四 二六・三・二五
県道青森田代十和田線	青森市桜川八丁目五四六の二五から 青森市筒井四丁目二七〇の二まで	平成二六・三・二四

青森県告示第七百八十七号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定に

より行った次の村道に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第七条第二項後段の規定により告示する。

平成二十八年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
温泉線	三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五の二七から 三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三九の二まで	道路改良	平成 二六・一〇・七

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あおばの会

三 代表者の氏名
類家 伸一

四 主たる事務所の所在地
八戸市柏崎二丁目七の一四

五 定款に記載された目的

この法人は、不登校や引きこもりに悩む親子・家族を支えるために、相談活動や学習支援、家族会の開催、講演会等の学習教育事業の実施と、経済的な困難を抱えない不登校・引きこもりに陥る子どもたちへの自立支援事業を行い、あわせて不登校や引きこもりに対する社会的理解を広めるための広報や研究活動を行うことにより、もって地域福祉の向上を図ることを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社八伸総業

二 代表者の氏名 中村 清隆

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字矢神一・二八

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第九三二二号

五 取消年月日 平成二十八年十一月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年十一月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年十二月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
勝手連・市民の会	今村 修	三浦 優子	青森市本町二丁目一〇	平成二六・二・四
あもり再生会	出戸端 勉	鹿内 嘉克	青森市青柳二丁目四の一	二六・二・八

青森県選挙管理委員会告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年十二月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異動年月日

自由民主党板柳町支部 (齊藤 直飛人)		主たる事務所の所在地	北津軽郡板柳町大字五林平字三宅二四の一	北津軽郡板柳町大字大俵字和田四二四	平成 二六・二・一
代表者	齊藤 直飛人	安田 弘			

青森県選挙管理委員会告示第九十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十二月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
自由党青森県参議院選挙区第1総支部	平山 幸司	平成二六・一〇・二九
自由党青森県総支部連合会	平山 幸司	二六・一〇・二九

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
ひびこうアオモリの会	平山 幸司	平成二六・一〇・二九
平山幸司青森県連合後援会	中野 美智	二六・一〇・二九
平山幸司後援会	佐藤 幸孝	二六・一〇・二九

青森県選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第一号の規定に

よる資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年十二月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
平山 幸司	ひびこうアオモリの会	平成二六・一〇・二九

青森県選挙管理委員会告示第九十八号

平成二十八年十一月二十五日青森県選挙管理委員会告示第九十二号(政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨)の一部を次のように訂正する。

平成二十八年十二月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

県第一選挙区支部の項中

政治団体の収支報告書の要旨の平成27年分(1)政党の支部のア統括表自由民主党青森	33,582,253	16,500,000	訂正する。
県第一選挙区支部の項中	28,082,253	11,000,000	
	3,494,253	200,000	
	24,588,000	9,720,000	
	26,958,299		
	3,708,000	9,680,000	
	100,000		
	2,108,000		
	1,500,000		
	3,708,000		
	9,680,000		
	11,000,000		
	200,000		
	9,720,000		

442,851	442,851
4,146,714	4,146,714
4,211,293	4,211,293
18,520,858	18,520,858
3,973,090	3,973,090
1,333,767	1,333,767
54,000	54,000
1,279,767	1,279,767
3,130,000	3,130,000
584	584
8,437,441	8,437,441
3,100,000	3,100,000

政治団体の収支報告書の要旨の平成27年分(1)政党の支部の(ア)本部又は支部から供与された交付金に係る収入の表中

自由民主党青森県第一選挙区支部	自由民主党本部	11,000,000
自由民主党青森県第一選挙区支部	自由民主党本部	11,000,000
自由民主党青森県第一選挙区支部	自由民主党青森県支部連合会	5,500,000

11,000,000

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭